

# Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所 / 弁護士法人 苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階

制作協力 / 株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

## Index

国際司法裁判所  
...1

【苗村法律事務所のファイルより】  
紛争鉱物規則  
—米国 Dodd Frank 法による  
一つの証券開示規制  
...1 ~ 2

【最近の判例から】  
独占的販売代理店契約の  
更新拒絶について  
不法行為の準拠法が  
問題となった事例  
...3 ~ 4

苗村法律事務所主催  
セミナーのご案内

【事務局から】  
...4



## 国際司法裁判所

本年第一号なのに…、アベノミクスでの景気浮揚?! 以外に楽しい話題がありません。スポーツ界の体罰問題、尖閣でのレーダー照射問題、北朝鮮の核実験、ガムでおきた無差別殺傷事件、そして隕石の落下。簡単に解決法、対処法の見つからない事柄が次々起こり、私達に簡単に予測をさせてくれません。その中でも、中国、北朝鮮と日本の関係は、「もはや戦後ではない」と経済白書が言いきった昭和31年より後に生まれた私は、これまで、想像だに出来なかった武力衝突という事態が、少しの誤算で起こりかねない状況であることに慄然とします。

武力衝突、考えた事のない事態、このところ、毎年アジアの国を1~2カ国訪れて各国の弁護士との協力関係を築こうとしている私にとっては、南回りの飛行機が運行されないのでは? 他のアジアの国にどうやったら行けるのかなど、それでもまだ呑気に考えていたところ、武力衝突高じて戦間でもなれば、平時の法律なんて意味を持たないと知人に言われ、私達の職業が、平和を土台に成り立っていることを思い知らされました。

戦闘、戦争に変わる国際紛争の解決手段は、外交交渉と国際司法裁判所に委ねられます。外交が効を奏さないときに残された司法判断の道は、大学で国際公法の授業すら聞きに行かなかった私には、恥ずかしながらシステムすらわかりません。急ぎ調べたところでは、国際司法裁判所規程に基づき、一方が提訴しても、他方が同意しなければ裁判は始まらないのがルールとのことです。日

本は、いわば同意する義務(選択条項受諾宣言)を宣言しているの、相手国も同様の宣言をしている場合には、相手国からの提訴を受け、応訴しなければならないのです。

昨年、韓国に対して、竹島の件で、日本政府が提訴するかどうか問題となりましたが、提訴しても韓国はこの宣言をしていないので、応訴義務がなく、双方の国民感情の対立が激化するだけに終わる可能性もあり、現政府はこれを一旦留保しているのではないかと思います。尖閣の問題は、中国が、この選択条項受諾宣言をしていないので、仮に提訴されても、日本は裁判手続に同意する義務はありません。しかし、国際紛争の解決機関として国際裁判所の役割を信頼しての受諾宣言である以上、現実的には、同意せざるを得ないとの考えもあり得ます。日本が尖閣諸島は我が国固有の領土で、領土問題はない(紛争はない)とアピールするのは、そのような思惑もあるのでしょうか。北朝鮮の問題は、これらの問題とは異質です。人道的観点から食料、燃料への制裁が出来ない以上経済制裁も効を奏さず、なかなか打つ手がありません。中国が、北朝鮮の体勢瓦解を望まない以上、アラブの春のような動きも難しく、皆頭を抱えてしまいます。イラク攻撃のような武力による解決以外の方法を、かつての歴史からもっと学ぶ必要があるように思います。

苗村 博子  
(なむら ひろこ)



新年会にて乾杯!

## 苗村法律事務所のファイルより

# 紛争鉱物規則—米国Dodd Frank法による一つの証券開示規制

紛争鉱物? 米国での証券開示規制? 米国で上場していない私の会社には関係無いと思われるかもしれませんが、しかし、そうと

は言えない、日本の会社にも影響を及ぼしかねない規制なのです。

### 1. 規制の概要

この紛争鉱物開示規制は、2008年のリーマンショックを引き起こしたプライムローン

問題の後、金融業界、証券業界のいっそうの規制が必要と考えられて、2010年に制定された金融改革法<sup>\*1</sup>の各種規制の中でも異色の規制ですが、紛争地域（中心はコンゴ民主共和国<sup>\*2</sup>で、その近隣諸国も含みます）で産出される特定の鉱物（ここでは、<sup>錫</sup>錫、タンタル、タングステン、金等のレアメタル）を使っているか否かを精査して、報告する義務を米国証券取引所に上場している企業に課するというのが、この開示規制の中心です。その調査については、単に自らの使用状況だけでなく、その製造する製品の部品等に含まれるこれらのレアメタルについても、原産地を調べて報告する義務があります。紛争地域からの物でなければ、その旨報告すれば良いのですが、紛争地域が原産国かもしれないとなるとさらに、精査をし、詳しい報告書を証券取引委員会（SEC）に提出する必要があります。

サブプライムローン問題の前の金融問題であったエンロン事件後に制定されたサーベンス・オクスレー法<sup>\*3</sup>が内部統制の調査とその結果の開示を求めているのと似たような規制の方法です。当然、対象企業は、そのサプライチェーンを追いかけて精査をする必要があり、このようなレアメタルを使った部品やOEM製品を納入しているサプライヤーに対しては、同様に紛争鉱物でないかの調査と報告を求めることになります<sup>\*4</sup>。

錫はハンダの材料ですし、タンタルはコンデンサ（特に携帯電話やPC等に用いられる小型のコンデンサに）、またタングステンは硬度が高いため切削工具や電極、電球のフィラメントなどに使われることが多い金属ですので、これらに関わる企業は、米国の上場企業だけで6000社、その部品納入に関連する企業はさらに膨大になります。

## 2. 規制の影響

米国上場企業に課される、この報告書の第1回目は、2012年中の紛争鉱物の使用に関して、2014年5月に提出義務が定められていますので、日本の会社に対しても米国の上場企業から、これらのレアメタルを使用した製品を納入している会社には、問い合わせが行きはじめているのではないかと思います。当然米国の上場企業は、紛争鉱物を使用している製品をこれからは購入できなくなりますから、日本の企業も紛争鉱物を用いないようにしなければ取引を停止されかねず、米国証券取引所に上場していないにもかかわらず、同様の精査をする必要が出てきます。

現在のように、日本の企業が他国で原料調達から製造までを行い、米国企業やその子会社に製品を販売するというようなビジネスが展開がされていると、日本の企業も米国

### 最近の判例から

## 独占的販売代理店契約の更新拒絶について 不法行為の準拠法が問題となった事例

### 【はじめに】

今回は、化粧品の独占的販売代理店契約の更新拒絶に関連して、不法行為の準拠法及び共同不法行為の成否が問題となった東京地裁平成22年1月29日判決・判タ1334号223頁をご紹介します。第18号でご紹介しました東京地裁平成22年7月30日判決・判時2118号45頁（18年にわたって継続した販売代理店契約の解消が問題となった事例）とは異なり、本件は、契約書が取り交わされていた独占的販売代理店契約の解消に関する紛争です。

### 【事案の概要】

化粧品の製造、販売、輸出入等を目的とする日本法人であるXが、昭和61年3月からフランス法人であるAとの間で、化粧品（以下「本件商品」といいます）の独占

的販売代理店契約を締結し、その後、契約を更新あるいは新たに締結して取引を継続しました。平成14年12月に締結された独占的販売代理店契約（以下「本件契約」といいます）では契約期間は4年とされ、本件契約及び本件契約に伴う合意事項には、手続及び審理についても、フランス法が適用され、供給品及びその決済に関して紛争が生じた場合には、フランス共和国サン・マロの商事裁判所を唯一の管轄裁判所とすることが規定されました。

本件契約は平成18年12月31日に期間の満了を迎えるところ、Aは、同契約の更新を拒絶し、Xからの商品の発注に対して契約が終了したと主張して、本件商品の出荷を拒否しました。一方で、Aは、化粧品の販売等を目的とする日本法人であるY<sup>1</sup>と共同で本件商品等を日本国内で販売するY<sup>2</sup>

を設立し、Y<sup>2</sup>が本件商品の日本国内での販売を開始しました。そこで、Xは、Y<sup>1</sup>及びY<sup>2</sup>に対し、Aとの共同不法行為に基づく損害賠償を求めました。

なお、Xは、Aも共同被告として訴訟を提起しましたが、本案前の問題があるため、Aについては口頭弁論が分離されました。

### 【争点】

- 1 XのYらに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求についての準拠法
- 2 共同不法行為の成否

### 【判旨】請求棄却（控訴）

争点1（共同不法行為に基づく損害賠償請求についての準拠法）

法の適用に関する通則法17条本文（不法行為によって生ずる債権の成立及び効力



での法律の間接的な対象となってしまうのです。

### 3. 規制の趣旨

話が前後しますが、なぜ米国はこのような規制を考えたのでしょうか。米国は、反トラスト法<sup>※5</sup>や外国汚職防止法<sup>※6</sup>の例にとどまらず、自国の法をあたかも他国にも及ぼすかのようにして、世界の秩序（FairnessとAccountability）を守ろうとしてきました。米国が世界の警察、世界の監視人であるという態度の是非はともかく、米国の発信するこのような秩序維持の方法は、いずれもグローバルスタンダードになりつつあります。

コンゴについては、隣国ルアンダのジェノサイドほどには報道がされてきませんでしたが、レアメタルの大産出国でありながら、いえ、かえってそれが災いして、また他民族国家であることも関連して過激な紛争

が続き、1998年からの第2次コンゴ戦争では500万～600万人が死亡、その後も治安の悪化は止まらず、女性に対するレイプも頻発していると伝えられます。また、このような紛争鉱物からの資金が、そのまま武装勢力の資金となっているとも言われています。米国としては、その資金源を絶つことで紛争の鎮静化を図りたいとの考えがあるのでしょうか。確かに隣国ルアンダは平和を取り戻し、この10年はIT産業の活況が伝えられ、アフリカの奇跡とさえ言われています。平和と安全を取り戻すために、その元を絶つことも一つの方法となり得るのかもしれない。

※1 Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Actの1502条に関連しています。  
※2 コンゴ民主共和国は、英語でDemocratic Republic of the Congoとされ、紛争鉱物規則ではDRCと呼ばれます。

※3 余談ですが、金融改革法は、格付機関からのロビー活動もあり、サーベンス・オクスレー法が手をつけることができず（「サーベンス・オクスレー法概説」商事法務第1章苗村担当参照）、サブプライムローン問題を引き起こすこととなった格付機関に対する規制を盛り込みました。本年になって司法省がスタンダード＆プアーズを同ローン問題で提訴する事態となったのも、この金融改革法での格付け機関への規制の影響によるものと思われます。  
※4 米国証券取引委員会（SEC）はこの開示規則とその報告書のフォーム（Form SDと呼ばれます）とを<https://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf>に記載しています。  
※5 米国のSharman Actを中心とするいわゆる反トラスト法は、行為が他国で行われていても、その影響が米国の通商に影響を及ぼす場合には、かような行為についても摘発を行うという姿勢（Extra Territorial Application）を取っています。  
※6 Foreign Corrupt Practices Act, FCPAと呼ばれるこの法律は、外国の企業であっても、外国公務員への賄賂を、米国に有する銀行口座を用いて、または米国の企業と共謀して行った場合に、同法で処罰するという、外国公務員への賄賂を禁止する規定と、Dodd Frank法と同じように証券取引所法（1934年Security Exchange Act）の中で、そのような外国公務員への賄賂を開示していないことについての規制の2種類があります（<http://www.namur-law.jp/pdf/tdb110221.pdf>）をご参照ください。



苗村 博子  
(なむら ひろこ)

は、加害行為の結果が発生した地の法による）について、Xが主張するYらの共同不法行為による結果はいずれも日本国内において生じるものであるから、その準拠法は日本法となると判断しました。

また、同法20条が、「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。」と定めている点について、①Yらはいずれも日本国内に本店を有する株式会社であり、Xが主張するYらの共同不法行為による結果はいずれも日本国内に本店を有するXについて日本国内において生じるものであること、②Xは、Aとの間で、フランス法が適用される旨の条項のある契約等を締結しているが、Yらとの間では、そのような契約を締結していないこと、③Xが主張するYらの共同不法行為には、Yらが、共謀の上、Xを脅迫し、

Xの信用を毀損し、業務を妨害したなどのXとAとの間の本件契約とは直接には関連しない行為も含まれていること等から、Xが主張するYらの共同不法行為について、明らかに日本よりもフランスが密接な関係があるということはできないとしました。

さらに、Yらは、XのYらに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求は、XのAに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の発生が前提となっており、これがYらに対する損害賠償請求権の発生の要件の一部を構成しているから、XのAに対する損害賠償請求権の発生については、先決問題としてフランス法が準拠法となる旨主張しました。しかし、この点については、Yらに不法行為責任が認められるかどうかは、Yらの共同不法行為とXの損害との間に因果関係があると認められるかどうかの問題となるにすぎず、必ずしもXのAに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の発生が前提となるものではなく、AのXに対する不法行為に基づく損害賠償責任の成立が、Yらの共同不法行為成立の前提となる別個の法律関係を構成するとは言いえないから、先決

問題といえないとしました。

#### 争点2（共同不法行為の成否）

Xは、XとAの間の長期間の継続的契約を終了させるには、Aは少なくとも2年間の猶予期間か2年分相当の営業補償金を提供すべき信義則上の義務があること等を主張しましたが、本件契約は契約期限までに契約の更新について合意しない限り更新されないことが合意されたことと認められることから、Xが主張する信義則上の義務を認めることはできず、Aが提示した契約更新の前提条件を満たしていないとして、本件契約を終了させたことに正当な理由がないとまではいうことができないとして、AがXとの本件契約を終了させたことは、日本法に照らしても、Xに対する不法行為となるとはいえないと判断しました。

その上で、Yらについて、Y<sup>1</sup>が、AがXとの契約を終了させる予定であることを知りながら、Aからの提案を受けて、Y<sup>2</sup>を設立して、Y<sup>2</sup>がAから本件商品を輸入し、Y<sup>2</sup>がこれを購入し、日本国内の総販売元として販売することとしたことは、Xと競合商品を取り扱う会社の行為としては通常の自由

競争の範囲内にある取引行為というべきであり、Aは、Xが持ち掛けたXの顧客のリストの買取りを断っていること等から、YらがAと共謀の上、Xの日本国内の販売先を奪取したとも認められないとして、共同不法行為の成立を否定しました。

#### 【検討】

本件は、契約当事者間での継続的取引の解消が問題となっただけではなく、販売代理店の変更の際に、新たに販売代理店となった者等に対し、共同不法行為に基づく損害賠償が請求されたところに特徴があります。

また、本件では、自動更新条項が削除されていたことや更新について交渉されたもの前提条件について合意に至らず、更新について合意に至らなかったことから、Aが本件契約を終了させたことに正当な理由がないとまでいうことができないと判断しており、更新拒絶について正当な理由を積極的に認定

していません。継続的契約の更新拒絶、解約等につきやむを得ない事由、正当な理由、信頼関係を破壊する事由等の制限を加える従来の多くの裁判例に対し、制限を緩和する近年の裁判例の傾向がみられることを指摘する文献もあり<sup>※1</sup>、本判決もそのような継続的取引の解消に関する近時の事例として実務上参考になるものと考えます。

なお、XとAの間の訴訟については、Aに対する管轄が日本にはないとして、訴えが却下されています（東京地裁平成20年4月11日判決・判タ1276号332頁）。Xは、Aとの関係でも債務不履行に加え共同不法行為に基づく損害賠償請求を主張していましたが、これについても、管轄合意の範囲内に含まれると判断されています。

中島 康平  
(なかじま こうへい)



※1 升田純「契約自由の原則の下における継続的契約の実務」NBL993号46頁以下(2013)。

さらに詳しい内容は、弁護士法人 苗村法律事務所のホームページにアクセスください。

## 「苗村法律事務所主催セミナー」のご案内

### 内部通報制度の構築・運用セミナー

- 【日 時】平成25年4月19日(金) 15時～17時
- 【会 場】東京・TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター  
10階 カンファレンスルーム10D
- 【講 師】弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子
- 【参加費】無料
- 【定 員】30名(定員に達し次第締切)
- 【内 容】景気の回復が見えそうな今こそ、しっかりした制度にし、従業員の皆さんが使いやすい通報制度を整備・運用いたしましょう

【お問い合わせ・お申し込み先】

苗村法律事務所(TEL:06-4709-1170)までご連絡ください

<http://www.namura-law.jp>

#### 弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階  
※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分  
TEL: 06-4709-1170 FAX: 06-4709-0131  
受付時間/9:00～18:00

#### 東京事務所

〒100-6208  
東京都千代田区丸の内1丁目11番1号  
パシフィックセンチュリープレイス 8階  
※地下鉄丸の内線「東京駅」八重洲口より徒歩2分  
TEL: 03-6860-8325 FAX: 03-6860-8560  
受付時間/9:00～18:00



# Topic of the secretariat

事務局から

最近、初めて「リア充」という言葉を知りました。「リア充」とはリアル(現実)の生活が充実している人物を指すインターネットスラングです。対義語は「非リア」だそうで、ネット上の生活だけは充実している「ネト充」という言葉もあるようです。

ずいぶん前に流行った言葉のようなのですが、苗村事務所にいるとリアルしか感じない(ものすごく忙しい)です(笑)。苗村には、飛耳長目、百聞は一見にしかず、実際に体験するのが一番!だということを身をもって教えてもらっているので、そのような言葉に無縁だったのかもしれない。

ハードルが高いと思っていた歌舞伎やバレエ鑑賞、個人で行くには緊張するような高級レストランや、なかなか行くきっかけがつかめなかったマカオやカンボジア旅行など、もうすぐ6年目に突入する私は、本当に苗村にはいろんな体験をさせてもらったと改めて思います。

今回もTopic of the secretariatでお馴染みの食べ物話になってしまって恐縮ですが、記憶に新しいところでは、去年末にも、苗村が慧眼で選んだというオープンしたのフレンチレストランに参りました。正統なフレンチかつ、独自のメニューを開発しようとするシェフの心意気を感じる、見た目も美しいお料理の数々。「こんな食べ方があるんだ〜!」と毎皿感動しました。

苗村が美味しいと思ったお店は、ミシュランに選ばれることが多いので、このお店もいつかミシュランに選ばれるのではないかと思いますので、ナムランクォーターの読者の皆様も選考結果を楽しみにしてください。

今年も公私ともに充実、ますます勢いに乗っている苗村法律事務所をよろしく願いいたします。



Essentiel@北浜にて

食い意地が張っている  
ボスの唯一の良いところです!(苗)